

個人住民税関係資料

目 次

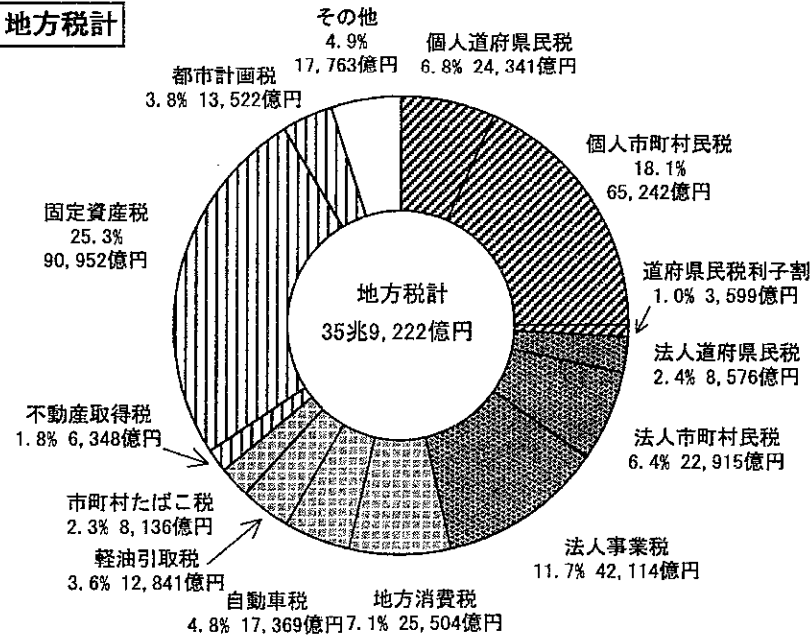
・ 個人住民税の概要	1
・ 道府県税及び市町村税の税収の構成比（平成10年度決算額）	2
・ 地方分権推進計画（抄）	3
・ 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）（抄）	4
・ 国・地方の財源配分（平成10年度）	5
・ 地方税収計、個人住民税、法人二税、地方消費税及び固定資産税の人口1人当たり税収額の指数 （全国平均を100とした場合、平成10年度）	6
・ 所得税・個人住民税所得割の推移（イメージ図）	7
・ 個人住民税・所得税の人的控除等一覧	8
・ その他の所得控除の控除額一覧（個人住民税・所得税）	9
・ その他の所得控除制度の適用状況の累年比較（個人住民税）	10
・ 個人住民税関係の非課税等特別措置による減収額（4,110億円）の内訳（平成12年度ベース）	11
・ 利子・配当等課税制度の概要	12
・ 株式等譲渡益課税制度の概要	13
・ 個人住民税均等割の税率改正と収入額の推移	14
・ 均等割の平均税率等の推移（昭和30年度＝100）	15
・ 人口規模別地方公共財の整備状況等の推移（その1）	16
・ 人口規模別地方公共財の整備状況等の推移（その2）	17
・ 個人住民税の納税義務者及び人的非課税の範囲	18
・ 平成11年度分個人市町村民税の納税義務者の状況	19
・ 税調答申の主要指摘事項（個人住民税関係）	20

個人住民税の概要

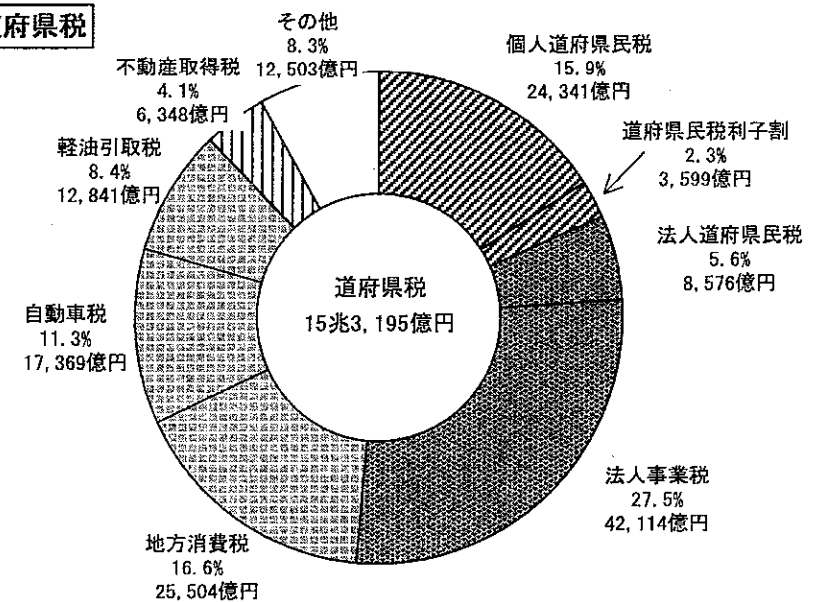
区 分	個 人 住 民 税				(参考) 所 得 税
課税主体	賦課期日（1月1日）現在の住所地の市（区）町村及び都道府県				国
納税義務者	市町村・都道府県内に住所を有する個人等				日本国内に住所又は居所を有する個人等
課税方式	賦課課税方式（市町村が税額を計算、確定）				申告納税方式（納税者又は源泉徴収義務者の申告、年末調整により、税額を確定）
課税標準	（所得割）前年中の所得金額				所得金額（現年）
所得控除	・ 基礎控除 33万円 ・ 配偶者控除 33万円 ・ 配偶者特別控除 最高33万円 ・ 扶養控除 33万円 等				・ 同左 38万円 ・ " 38万円 ・ " 最高38万円 ・ " 38万円 等
課税最低限	夫婦子2人（そのうち1人は特定扶養親族） [平成12年度] 309.5万円				同左 [平成12年分] 368.4万円
税率	所 得 割	課税総所得金額等	標準税率 (都道府県) (市町村) (合 計) 200万円以下 2% 3% 5% 700万円以下 2% 8% 10% 700万円超 3% 10% 13% 課税長期譲渡所得金額（平11.1.1～12.12.31の譲渡） (都道府県) (市町村) (合 計) 一律 2% 4% 6%		課税総所得金額等 税率 330万円以下 10% 900万円以下 20% 1,800万円以下 30% 1,800万円超 37% 課税長期譲渡所得金額(同左) 一律 20%
	均 等 割	都道府県（標準税率） 1,000円 人口50万以上の市（同上） 3,000円 人口5万以上50万未満の市（同上） 2,500円 上記以外の市及び町村（同上） 2,000円			
税額控除	二重負担の調整のためのもの ・ 配当控除 ・ 外国税額控除 政策的見地からのもの （なし） 定率による税額控除 ・ 所得割額の15%相当額（限度額4万円）を控除				二重負担の調整のためのもの ・ 配当控除 ・ 外国税額控除 政策的見地からのもの ・ 住宅借入金等を有する場合の特別税額控除 ・ 増加試験研究費特別控除等 定率による税額控除 ・ 所得税額の20%相当額（限度額25万円）を控除
税収（平成10年度決算額）	89,584億円				169,961億円

道府県税及び市町村税の税収の構成比(平成10年度決算額)

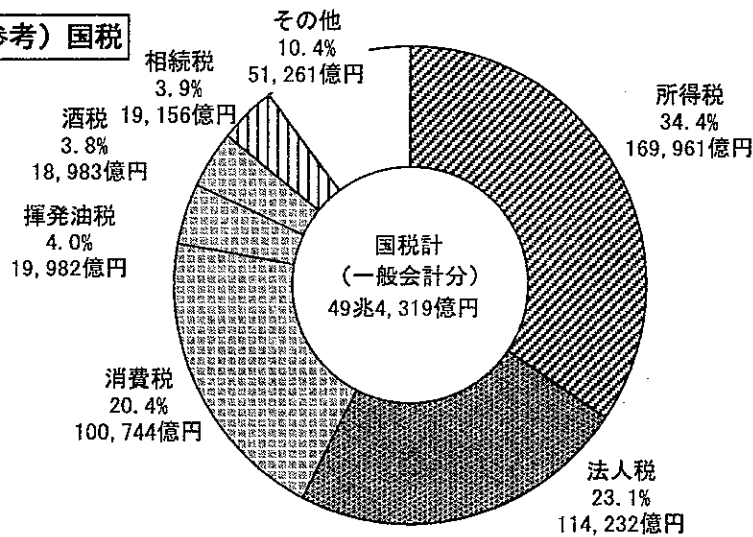
地方税計



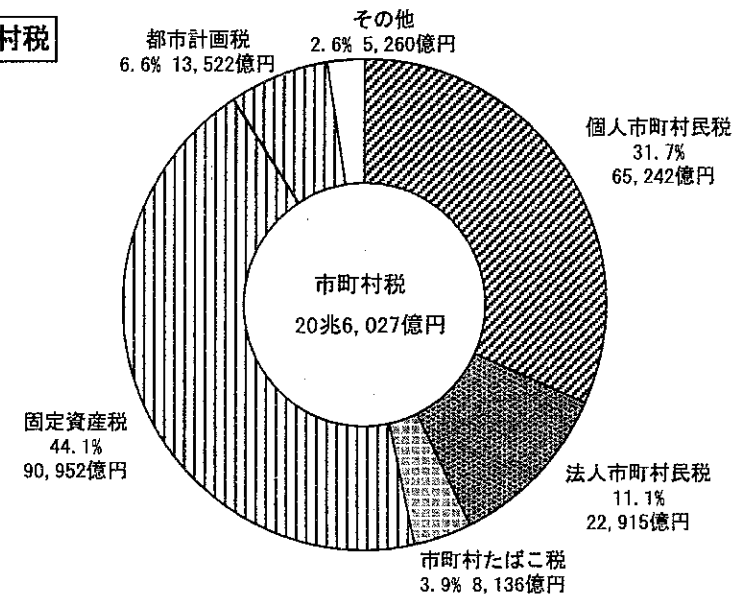
道府県税



(参考) 国税



市町村税



(注) 東京都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分は、道府県税収入から控除して市町村税収入とした。

地方分権推進計画（抄）

〔平成10年5月29日〕
閣 議 決 定

第4 国庫補助負担金の整理合理化と地方税財源の充実確保

4 地方税財源の充実確保

(1) 地方税

ア 地方税の充実確保

- (7) 国と地方の歳出純計に占める地方の歳出の割合は約3分の2であるのに対し、租税総額に占める地方税の割合は約3分の1となっており、歳出規模と地方税収入との乖離が存在している。

地方税については、基本的に、この地方における歳出規模と地方税収入との乖離をできるだけ縮小するという観点に立って、課税自主権を尊重しつつ、その充実確保を図る。

- (イ) 今後、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の財政面における自己決定権と自己責任をより拡充するとともに、住民の受益と負担の対応関係をより明確化するという観点から、国と地方公共団体との役割分担を踏まえつつ、中長期的に、国と地方の税源配分のあり方についても検討しながら、地方税の充実確保を図る。

この場合、生活者重視という時代の動向、所得・消費・資産等の間における均衡がとれた国・地方を通じる税体系のあり方等を踏まえつつ、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系の構築について検討する。

平成10年度においては、事業税の外形標準課税の課題を中心に、地方の法人課税について総合的な検討を進める。

これらの検討と併せて、地方税と国庫補助負担金、地方交付税等とのあり方についても検討を加える。

- (ウ) このような考え方に立って地方税の充実確保を図っていく必要があるが、当面は、国庫補助負担金の廃止・縮減を行っても引き続き当該事務の実施が必要な場合や国から地方公共団体への事務・権限の委譲が行われた場合において、その内容、規模等を考慮しつつ、地方税等の必要な地方一般財源の確保を図る。

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）（抄）

附 則

（検討）

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議（抄）

平成十一年七月八日

参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会

政府は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に当たっては、住民に身近な行政は地方公共団体に委ねるといふ本法の趣旨を広く実現するよう努めるとともに、特に次の諸点に留意し、その適用に遺憾なきを期すべきである。

（略）

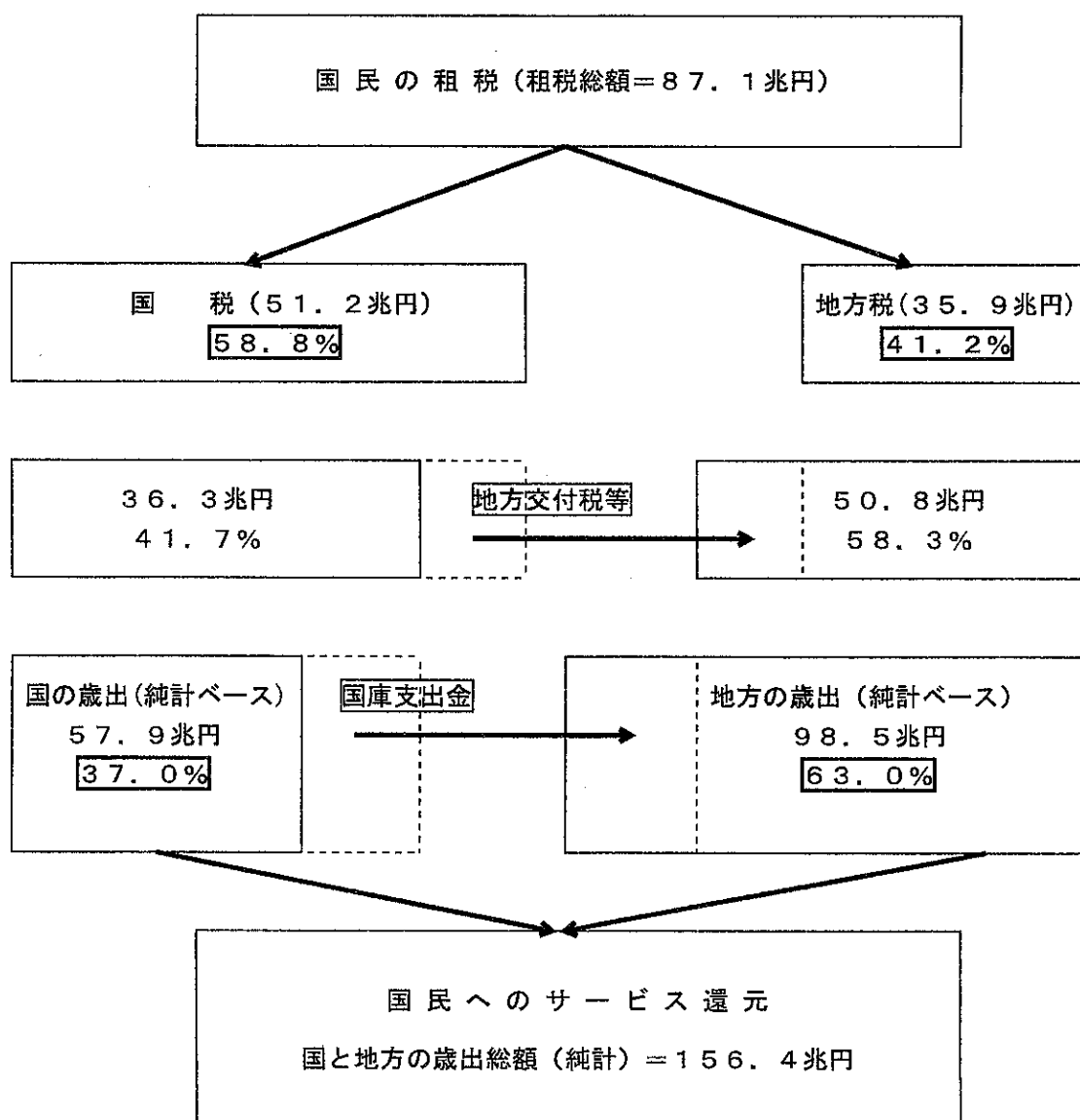
一 本法の附則による地方税財源充実確保策の検討・措置については、地方における歳出規模と地方税収との乖離を縮小する観点から、国・地方を通じる税体系のあり方について抜本的な検討を行うこと。

また、各地域の実情に応じた事業を進めるため、国庫補助負担金のさらなる整理・合理化を早急に推進するとともに、存続する国庫補助負担金については、統合・メニュー化を一層推進し、運用・関与の改革を図ること。

（略）

右 決議する。

国・地方の財源配分（平成10年度）

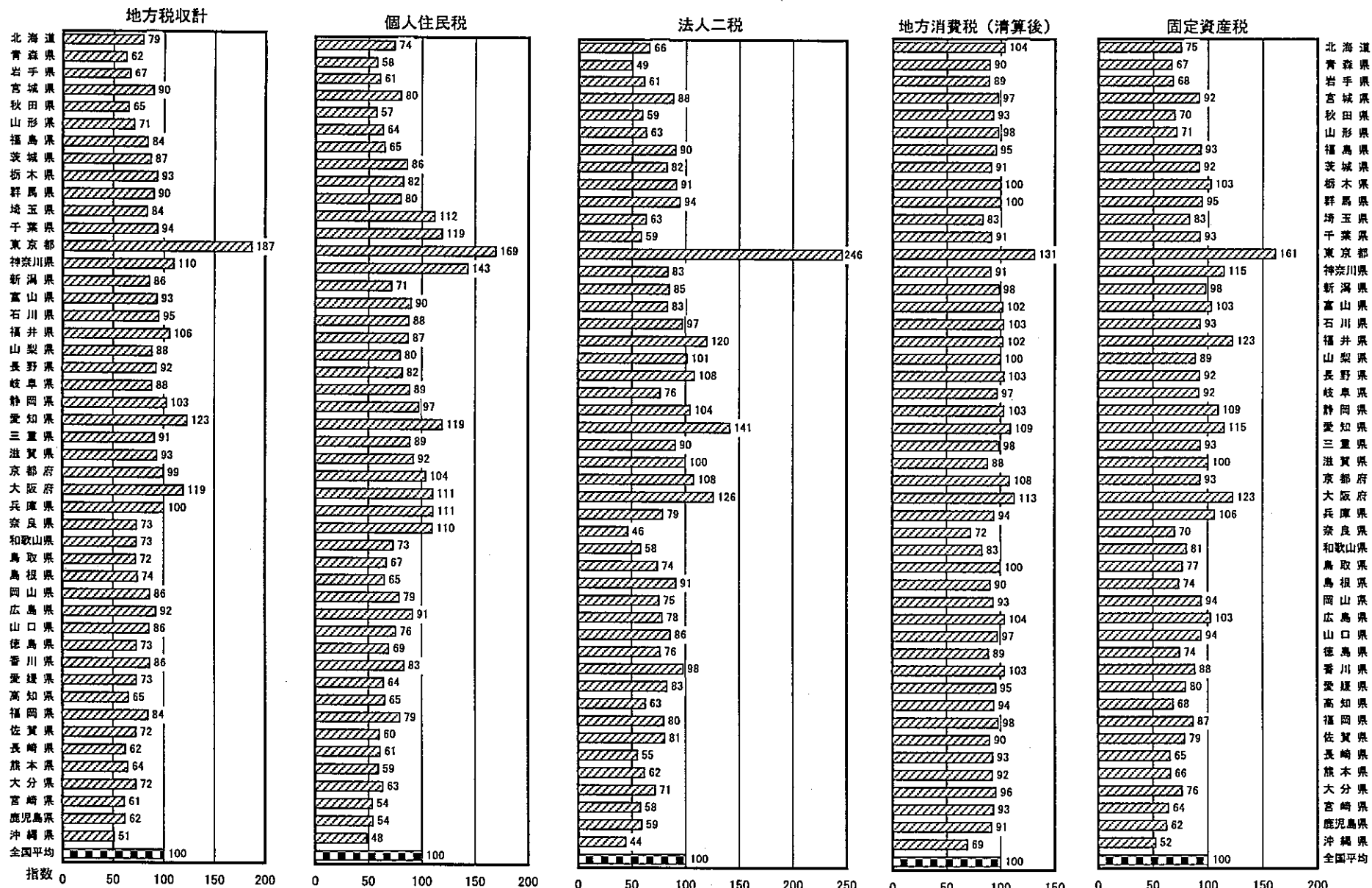


地方歳出に占める地方税収入の割合

（平成10年度決算額）

地 方 税	地方譲与税 地方交付税	国庫支出金	地方債	その他
359,222 (35.9%)	186,441 (18.6%)	157,451 (15.7%)	151,356 (15.1%)	147,505 (14.7%)
——— 地方歳出100兆1,975億円 ———				

地方税収計、個人住民税、法人二税、地方消費税及び固定資産税の人口1人当たり税収額の指数(全国平均を100とした場合、平成10年度)



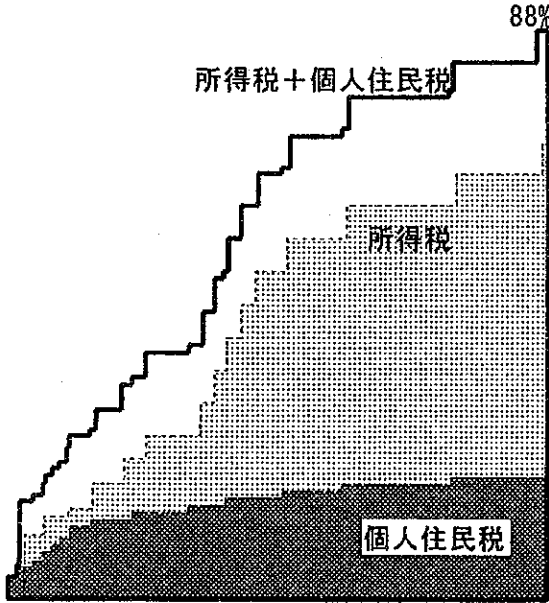
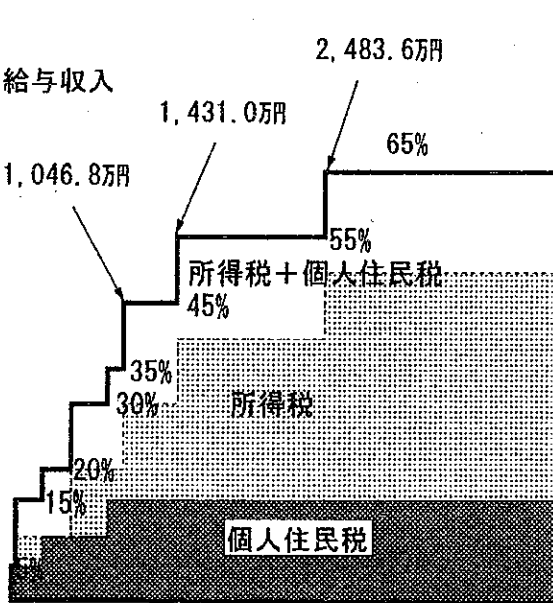
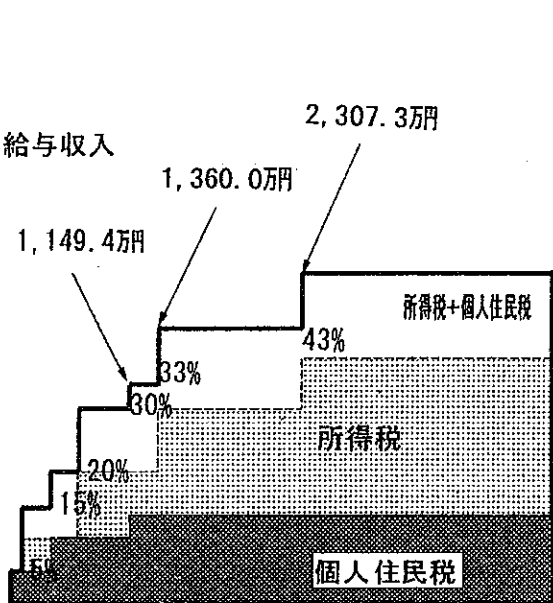
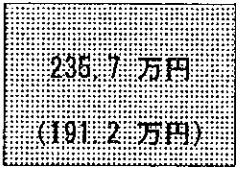
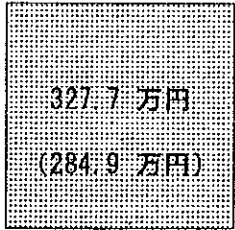
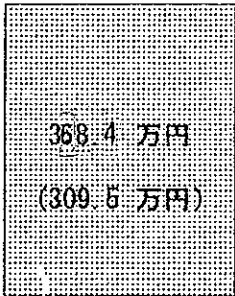
(注1) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税及び個人市町村民税の合計額である。

(注2) 法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額である。

(注3) 地方消費税については、全国計を消費のシェア(平成10年4月1日現在)に基づき清算した後の配分額を使用している。

(注4) 固定資産税の税収額には、道府県分を含む。

所得税・個人住民税所得割の推移（イメージ図）

	昭和62年9月・63年12月抜本改革前（61年）	抜本改革後～平成6年11月税制改革前までの間	現 行
税率構造	 所得税＋個人住民税 88% 所得税 個人住民税 所得税：15段階 個人住民税：14段階	 給与収入 2,483.6万円 1,431.0万円 1,046.8万円 65% 所得税＋個人住民税 45% 所得税 個人住民税 35% 30% 20% 15% 所得税：5段階 個人住民税：3段階	 給与収入 2,307.3万円 1,360.0万円 1,149.4万円 50% 所得税＋個人住民税 43% 所得税 個人住民税 33% 30% 20% 15% 所得税：4段階 個人住民税：3段階
課税最低限 （夫婦子2人の場合）	 235.7万円 (191.2万円)	 327.7万円 (284.9万円)	 368.4万円 (309.6万円)

（注）課税最低限の欄の（ ）は個人住民税である。

個人住民税・所得税の人的控除等一覧

(単位：万円)

項 目			個人住民税	所 得 税
基 礎 的 な 人 的 控 除	基礎控除		3 3	3 8
	配偶者控除	控除対象配偶者	3 3	3 8
		老人控除対象配偶者(70歳以上)	3 8	4 8
		同居特別障害者加算	+ 2 3	+ 3 5
	配偶者特別控除		最高 3 3	最高 3 8
	扶養控除	扶養親族	3 3	3 8
		特定扶養親族(16歳以上23歳未満)	4 5	6 3
		老人扶養親族(70歳以上)	3 8	4 8
		同居老親等加算	+ 7	+ 1 0
		同居特別障害者加算	+ 2 3	+ 3 5
特 別 な 人 的 控 除	老年者控除(本人)		4 8	5 0
	障害者控除	障害者(本人、配偶者、扶養親族)	2 6	2 7
		特別障害者(同上)	3 0	4 0
	寡婦控除 (本人)	寡婦	2 6	2 7
		特定の寡婦加算	+ 4	+ 8
	寡夫控除(本人)		2 6	2 7
	勤労学生控除(本人)		2 6	2 7
白 色 事 業 専 従 者 控 除		配偶者	8 6	8 6
		配偶者以外	5 0	5 0

その他の所得控除の控除額一覧（個人住民税・所得税）

控除の種類	個 人 住 民 税	所 得 税
雑 損 控 除	次のいずれか多い方の金額 ① （災害損失の金額－災害関連支出の金額）－年間所得金額×10% ② 災害関連支出の金額－5万円	次のいずれか多い方の金額 ① （災害損失の金額－災害関連支出の金額）－年間所得金額×10% ② 災害関連支出の金額－5万円
医 療 費 控 除	$\left(\begin{array}{l} \text{支払った} \\ \text{医療費の額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{①10万円} \\ \text{②年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right) = \text{医療費控除額}$ （最高限度額 200万円）	$\left(\begin{array}{l} \text{支払った} \\ \text{医療費の額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{①10万円} \\ \text{②年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right) = \text{医療費控除額}$ （最高限度額 200万円）
社会保険料控除	支払った社会保険料の額	支払った社会保険料の額
小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金の額	支払った掛金の額
生命保険料控除	① 支払った生命保険料に応じて一定額を控除（最高限度額 3万5千円） ② 支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除（最高限度額 3万5千円）	① 支払った生命保険料に応じて一定額を控除（最高限度額 5万円） ② 支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除（最高限度額 5万円）
損害保険料控除	支払った損害保険料に応じて一定額を控除（最高限度額 短期2千円、長期1万円）	支払った損害保険料に応じて一定額を控除（最高限度額 短期3千円、長期1万5千円）
寄 付 金 控 除	$\left(\begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{① 寄付金の合計額} \\ \text{② 年間所得金額} \times 25\% \end{array} \right) - 10\text{万円} = \text{寄付金控除額}$ ※ 控除対象となる寄附金 都道府県、市町村若しくは特別区に対する寄附金又は住所地の都道府県共同募金会若しくは日本赤十字社の支部に対する一定の寄附金	$\left(\begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{① 寄附金の合計額} \\ \text{② 年間所得金額} \times 25\% \end{array} \right) - 1\text{万円} = \text{寄附金控除額}$ ※ 控除対象となる寄付金 所得税法で定める特定寄付金

その他の所得控除制度の適用状況の累年比較（個人住民税）

区 分	納税義務者数	雑損控除	医療費控除	社会保険料控除	小規模企業共済 等掛金控除	生命保険料控除	損害保険料控除	寄附金控除
	万人	万人	万人	万人	万人	万人	万人	万人
昭和50年度	3,342	4	35	3,104	14	2,401		
55	3,936	3	160	3,664	29	(増) 2,964		
60	4,297	2	266	4,020	68	(69) 3,331		
平成元年度	4,593	2	230	4,267	84	(160) 3,561		(創設)
2	4,569	1	215	4,294	90	(203) 3,565	(創設)	0.5
3	4,768	1	238	4,459	97	(334) 3,599	2,089	0.5
4	4,917	2	255	4,606	103	(478) 3,606	2,157	0.6
5	5,046	2	254	4,730	108	(616) 3,610	2,236	0.6
6	5,100	2	264	4,782	110	(742) 3,562	2,286	1
7	5,105	20	258	4,781	110	(843) 3,480	2,302	1
8	5,171	10	262	4,824	110	(905) 3,457	2,338	2
9	5,245	2	264	4,884	111	(960) 3,445	2,384	1
10	5,246	1	285	4,899	110	(973) 3,421	2,401	1
11	5,232	2	301	4,855	106	(949) 3,366	2,396	1
	-----> (100%)	(0.0%)	(5.8%)	(92.8%)	(2.0%)	(64.3%)	(45.8%)	(0.0%)

(注) 「市町村税課税状況等の調」による。